

開発許可関係手続きにおける押印の見直しについて

牛久市都市計画法施行細則及び牛久市開発行為指導要綱の押印に関する規定の改正を行いました。そのため、令和4年4月1日から市に提出される開発行為等の申請において、申請者等の押印を原則廃止します。【下記(引き続き押印を求める書類)は除く】

(引き続き押印を求める書類)

- ・委任状
- ・開発行為同意書【牛久市都市計画法施行細則第5条】
- ・都市計画法第40条に関連して必要となる登記原因証明情報、登記承諾書
- ・開発行為許可申請に係る契約書、念書、贈与契約書、承諾書、土地賃貸借契約書等
- ・申請書等の訂正印
- ・その他、審査に必要な書類

上記のケースにあてはまらない場合などがありましたら、お気軽にご相談ください。

(問い合わせ先)
建築住宅課 開発担当 029-873-2111(代)
2561、2562(内)